

令和3年3月吉日

「2021 申請書マスター講座」受講生の皆様へ

書式ひな形集【建物編】訂正のお知らせ

この度は弊社「2021 申請書マスター講座」をご受講いただきまして誠にありがとうございます。

同講座の書式ひな形集【建物編】第2分冊（CU21091）に訂正箇所があることが発覚いたしました。下記の通り訂正させていただきます。

ご迷惑をお掛けし大変申し訳ございませんが、何卒ご容赦いただきますようお願い申し上げます。

記

訂正箇所	書式ひな形集【建物編】第2分冊（CU21091）26頁 10-4
訂正方法	本ご案内の2枚目以下 と差替えて頂きますようお願い申し上げます。

訂正箇所	書式ひな形集【建物編】第2分冊（CU21091）26頁，27頁 10-4についての第6回解説動画 ユニット2 講師の解説内容
誤	一棟の建物内の部屋数は9個である旨。また、野中一朗が301号のみ 部屋を持っている旨。
正	一棟の建物内の専有部分の数は8個である。問題の差替えにより野中一 朗が全専有部分を所有していることとなります。

以上

(株) 東京リーガルマインド

コールセンター

0570-064-464

平日 09:30~20:00

土・祝 10:00~19:00

日 10:00~18:00



0 000321 210928

CU21092

※このナビダイヤルは通話料お客様ご負担となります。

※固定電話・携帯電話共通（PHS・IP電話からはご利用できません）。

10-4 背景

合格タイム

10分00秒

A市B町三丁目5番6号に住所を有する野中一郎は、A市F町に所在する仮換地上に数個の専有部分からなる一棟の建物を新築した。

当該建物は令和3年3月1日に完成し、その引渡しを受けたものである。

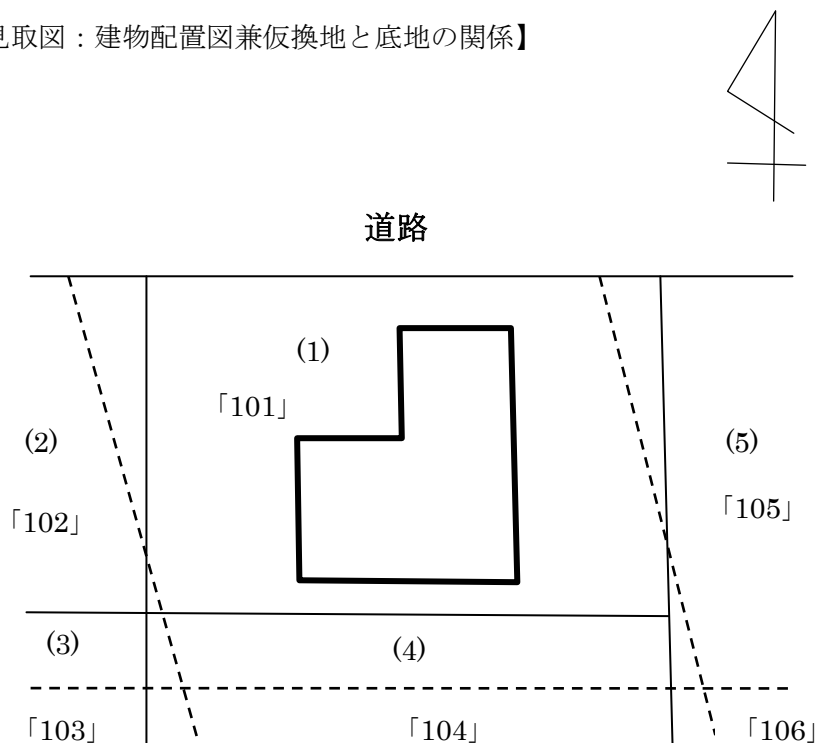
A市F町一丁目3番11号に事務所を有する土地家屋調査士春川裕美（連絡先090-XXXX-7654）が、野中一郎から一棟の建物に属する数個の専有部分を区分所有する前提として必要となる登記申請手続の代理を依頼された。

春川裕美は、各専有部分ごとに各別の申請書により申請することとしている。

なお、3階部分に存する専有部分（建物の名称「301号」）について必要となる申請書を作成すれば足りる。

本件建物を管轄する登記所はY地方法務局A出張所である。

【見取図：建物配置図兼仮換地と底地の関係】



(注) 実線(太線)は本件建物の形状を、実線は仮換地の境界線を、点線は底地の筆界線を、()内の数字は換地の予定地番を、「」内の数字は底地の地番をそれぞれ示す。なお、底地の筆界線と仮換地の筆界線が重なる部分は実線で示す。